

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年等に関する条例の廃止）

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和五十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第一号）は、廃止する。

（平成十九年三月二十八日）
（条例第4号）

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の定年等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項及び第二項並びに第二十八条の三の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 定年等に関する必要な事項は、蒲郡市職員の定年等に関する条例（昭和五十八年蒲郡市条例第一号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

（読み替規定）

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則